



藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

2022年(R4年)
3月策定

【概要版】

全国的には少子化が進んでいますが、本市では今後、児童生徒数が減少する地域がある一方で、一部の地域では今後も児童生徒数の増加が予測され、学校の規模も31学級を超える過大規模が解消されない学校があるなど、市内の地域によって状況が異なることが予測されています。

また、学校施設においては、築後40年以上経過した校舎棟を保有する学校が市内55校中40校あり、中でも築後50年以上の学校は21校で、老朽化が著しい状況となっています。

「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」は、こうした児童生徒数の推移や学校施設の老朽化対策などの視点を踏まえ、財政負担の軽減を図るための視点も含めて学校規模の適正化を図り、子どもたちの教育環境の改善に取り組んでいくうえでの基本的な考え方となるもので、2022年(令和4年)3月に策定しました。



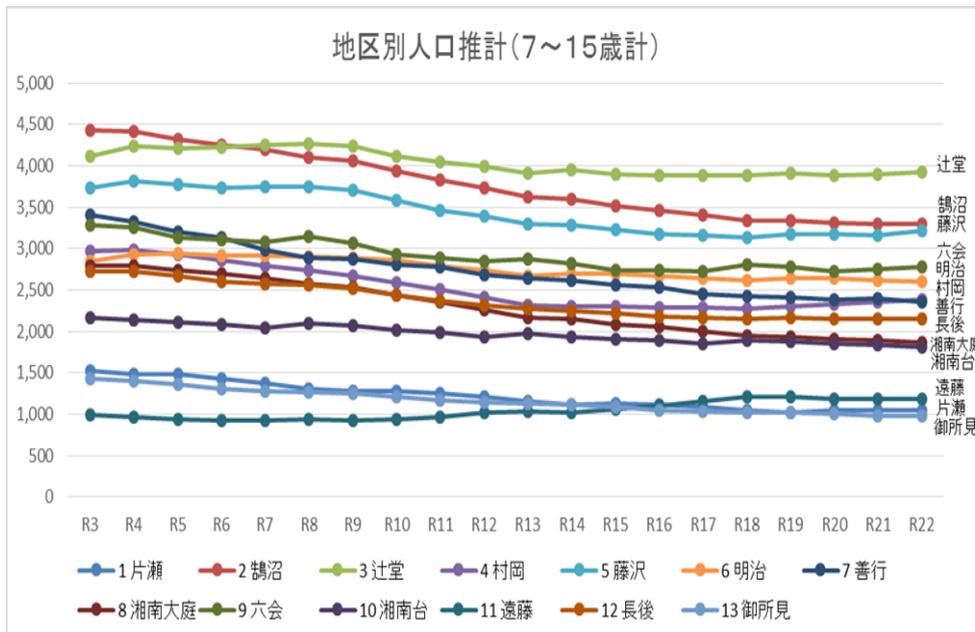
① 児童生徒数の推移



本市における児童生徒数を推計全体で見れば、児童数(小学校)は令和7年度から、生徒数(中学校)は令和12年度から減少傾向となります。

令和3年度以降の地区ごとの推計を比較すると、小学校では、令和9年度の時点で、村岡、湘南台地区では増加しているのに対し、片瀬、湘南大庭、遠藤、御所見地区では2割以上減少する見込みです。

中学校では、令和15年度の時点で、村岡、湘南台地区では増加しているのに対し、善行地区で2割、湘南大庭、遠藤地区で3割、片瀬、御所見地区では4割程度減少の見込みとなるなど、地区によって状況が異なることが予測されています。





② 学校規模



基本方針では、多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」として、次のとおり本市における学校規模の基準を定めています。

この基準は、学校教育法施行規則及び文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえて定めています。

なお、本市における「適正規模」以外の学校については、それぞれの規模に応じた教育活動を展開していることから、これらの学校規模が「不適正」ということではありません。

小学校学級数	中学校学級数	状態
1～5学級	1～2学級	過小規模
6～11学級	3～11学級	小規模
12～24学級	12～24学級	適正規模
25～30学級	25～30学級	大規模
31学級～	31学級～	過大規模



③ 学級数の推移と学校規模



小学校においては、2021年(令和3年)時点では小規模校が1校、過大規模校が2校ですが、2040年(令和22年)時点の推計では小規模校が2校、過大規模校が1校となる見込みです。

中学校においては、2021年(令和3年)時点では小規模校が3校ですが、2040年(令和22年)時点の推計では、小規模校が9校となる見込みです。

	2021年 R3	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2040年 の規模	
藤沢小	19	18	18	18	18	適正規模	
明治小	24	29	30	30	30	大規模	
鶴沼小	27	32	30	30	30	大規模	
本町小	25	25	18	18	18	適正規模	
村岡小	18	19	18	18	18	適正規模	
六会小	28	33	30	30	30	大規模	
辻堂小	35	38	30	30	36	過大規模	
鶴洋小	35	36	30	30	30	大規模	
片瀬小	23	22	18	18	18	適正規模	
大道小	20	23	24	24	24	適正規模	
秋葉台小	19	18	18	24	24	適正規模	
御所見小	16	13	12	12	12	適正規模	
長後小	24	27	24	24	24	適正規模	
八松小	23	26	24	24	24	適正規模	
高砂小	18	22	18	18	24	適正規模	
善行小	13	15	12	12	12	適正規模	
富士見台小	21	22	18	18	18	適正規模	
鶴南小	18	18	18	18	18	適正規模	
浜見小	12	12	12	12	12	適正規模	
俣野小	12	12	12	12	12	適正規模	
大越小	19	18	18	12	12	適正規模	
羽鳥小	30	28	24	24	24	適正規模	
湘南台小	24	25	24	24	24	適正規模	
大庭小	14	14	12	12	12	適正規模	
亀井野小	19	23	24	24	24	適正規模	
新林小	18	25	24	24	24	適正規模	
中里小	11	9	12	6	6	小規模	
滝の沢小	19	17	12	12	12	適正規模	
大鋸小	24	24	18	18	18	適正規模	
天神小	17	17	18	18	18	適正規模	
駒寄小	18	16	12	12	12	適正規模	
高谷小	25	26	24	24	24	適正規模	
小糸小	12	12	12	6	6	小規模	
大清水小	12	12	12	12	12	適正規模	
石川小	20	20	18	18	18	適正規模	
第一中	40人学級	20	19	18	15	15	適正規模
	35人学級	—	—	20	18	18	適正規模
明治中	40人学級	18	20	22	21	21	適正規模
	35人学級	—	—	25	24	24	適正規模
鶴沼中	40人学級	22	25	25	21	18	適正規模
	35人学級	—	—	28	21	21	適正規模
六会中	40人学級	21	21	20	18	18	適正規模
	35人学級	—	—	22	21	21	適正規模
片瀬中	40人学級	12	11	10	9	6	小規模
	35人学級	—	—	11	9	9	小規模
御所見中	40人学級	12	11	9	6	6	小規模
	35人学級	—	—	9	6	6	小規模
湘洋中	40人学級	21	22	21	18	18	適正規模
	35人学級	—	—	24	18	18	適正規模
長後中	40人学級	10	11	10	9	9	小規模
	35人学級	—	—	11	9	9	小規模
藤ヶ岡中	40人学級	20	22	19	15	15	適正規模
	35人学級	—	—	22	18	18	適正規模
高浜中	40人学級	12	12	12	12	12	適正規模
	35人学級	—	—	13	12	12	適正規模
善行中	40人学級	12	12	12	9	9	小規模
	35人学級	—	—	12	12	9	小規模
秋葉台中	40人学級	10	9	9	9	9	小規模
	35人学級	—	—	10	9	12	適正規模
大庭中	40人学級	14	15	13	9	9	小規模
	35人学級	—	—	14	9	9	小規模
村岡中	40人学級	16	20	21	21	21	適正規模
	35人学級	—	—	24	24	24	適正規模
湘南台中	40人学級	15	17	18	18	18	適正規模
	35人学級	—	—	19	21	21	適正規模
高倉中	40人学級	12	12	11	9	9	小規模
	35人学級	—	—	12	12	9	小規模
滝の沢中	40人学級	18	18	17	12	12	適正規模
	35人学級	—	—	19	15	15	適正規模
大清水中	40人学級	9	9	9	9	9	小規模
	35人学級	—	—	9	9	9	小規模
羽鳥中	40人学級	15	14	11	9	9	小規模
	35人学級	—	—	12	9	9	小規模

※ 中学校については、現行の40人学級と将来的に実施の可能性がある35人学級の併記となります。



④ 学校適正規模・適正配置を検討する際の留意点



(1) 学校規模

本市の適正規模の基準である1校あたり12～24学級に近づけられるよう、通学区域の見直しを含めた検討を行うこととします。これに向けて、まずは、喫緊の課題である31学級以上の過大規模校と11学級以下の小規模校の解消に努めることとし、25学級以上30学級以下の大規模校については、将来的な児童生徒数や学級数の推移を注視していくこととします。



(2) 通学距離

現在、本市においては、徒歩による通学を原則とし、小学校で片道おおむね2km以内、中学校ではおおむね3km以内としています。

	通学距離(片道)
小学校	2km以内
中学校	3km以内



(3) 通学区域

通学区域の見直しを進める際は次の事項に配慮して検討します。

- ・通学距離(時間)、通学の安全性を考慮する。
- ・境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・原則として自治会・町内会を分断しないようにする。
- ・13地区の行政区割について考慮する。
- ・指定校までの通学距離が小学校でおおむね2km、中学校でおおむね3kmの範囲を超える場合には、状況に応じた通学手段を柔軟に検討する。

(4) 支援教育の推進

白浜養護学校の教室不足の解消及び特別支援学級の全校設置については、早期に課題解決が図れるよう学校の適正規模・適正配置の検討を行う中で取組を進めることとします。

(5) 小中一貫教育の検討

小中一貫教育化を検討する際には、小中一貫教育の導入がどのような意義を持つのか学校適正規模・適正配置の取組とは別に十分な検討を行う必要があるため、保護者や地域住民への理解を求めるとともに、小中学校の教職員間で取組への共通認識が持てるよう、説明や協議等を十分行いながら進めることとします。

(6) 地域との連携

学校は教育施設としてだけでなく、防災機能や交流の場等、地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域団体との協議を十分に重ね、地域の意見も取り入れながら進めることとします。

(7) 統合等を行う場合の検討事項

学校施設も公共施設の一部であることから、統合等により学校施設を再整備する際には、教育施設として必要な機能を備えることを優先し、教育環境に配慮した上で、他の公共施設との複合化についても検討することとします。





⑤ 学校適正規模・適正配置の取組方法



学校適正規模・適正配置の取組に当たっては、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化対策など、様々な変化に対応する必要があります。

令和3年度には学識経験者や地域住民、保護者、学校関係者の代表等による検討委員会を立ち上げ、「基本方針」を策定し、今後は「実施計画」を策定します。

「基本方針」の策定及び「実施計画」の策定に当たっては、施設の老朽化対策のほか、財政負担の軽減を図るための視点も含めて検討します。



●基本方針の位置付け●

基本方針では、ふじさわ教育大綱をはじめ、本市における市政運営の総合指針、公共施設再整備プランなど、学校施設に関連する個別計画との整合を図りながら、本市が学校に関する適正な規模や配置と考える基準を示しています。

次代を担う藤沢の子どもたちにとって、より良い教育環境を整え、さらに充実した学校教育が実現できるよう、2040年(令和22年)を見据え、ソフト・ハードの両面から整備していくものです。



●実施計画の策定と位置付け●

基本方針に基づき、令和4年度から令和5年度にかけて、通学区域の見直しや学校の統合など、具体的な手法や学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置実施計画(素案)」を作成し、パブリックコメントや市議会からの意見を踏まえた実施計画を策定します。

また、実施計画(素案)の段階で、検討対象校の地域住民に対し説明を行い、理解を得ながら地域ごとに検討を進めます。

実施計画の策定に当たっては、特に次の3点に配慮して検討を進めます。

- ①子どもたちのより良い教育環境を最善に考えた取組とする。
- ②学校は地域コミュニティの核となっていることを考慮する。
- ③学校関係者、保護者、地域との合意形成を構築する。



●実施計画策定後の各地区における取組●

実施計画における検討対象校では、地域ごとに学校関係者や保護者、地域住民で構成する「(仮称)地域別小中学校適正規模・適正配置検討協議会」を設置し、学校運営上の課題について、地域における合意形成を図りながら検討を進めます。

なお、(仮称)地域別協議会の検討により、合意が得られない場合は、実施計画に明記した通学区域の見直しや統合などについて、改めて検討することとします。

●基本方針の見直し●

「基本方針」及び「実施計画」については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化が生じたとき、又は児童生徒推計に大幅な変化が生じたときは、改めて検討を行い、必要に応じて見直しを図ります。



基本方針(全文)はこちら

